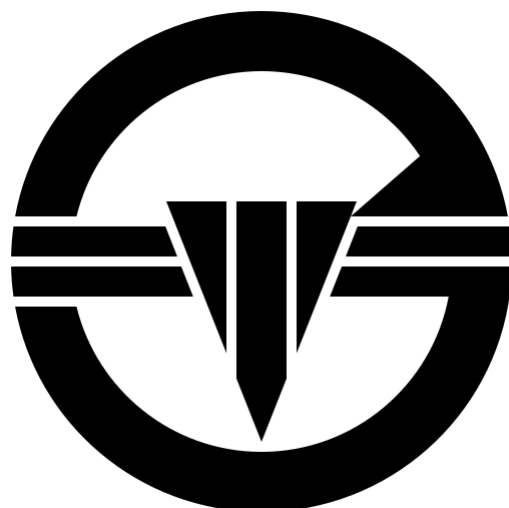


荒川区テニス連盟規約書



荒川区テニス連盟

荒川区テニス連盟規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本連盟は、荒川区テニス連盟と称する。

第2条（事務局）

本連盟の事務局を、原則として荒川区内に置く。

第3条（目的）

本連盟は、荒川区内のテニスの普及・振興、競技力の向上、品性・スポーツマンシップの高揚を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①各種競技大会の開催・後援。
- ②テニスの普及・振興のための各種講習会・テニス教室等の開催、指導者の育成。
- ③上部団体等が行う事業の運営支援。
- ④その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第5条（教育委員会および体育協会への加盟）

本連盟は荒川区内テニスの総括団体として、区教育委員会及び区体育協会に加盟する。

第2章 会 員

第6条（会員の資格）

1. 本連盟の会員は、原則として、主として荒川区内を活動拠点とし、本連盟の目的・趣旨に賛同する硬式テニスの活動団体をもって組織する。
2. 各団体は、原則として、荒川区内に在住又は在勤している者で構成する。但し、荒川区以外の者で本連盟の趣旨に賛同し入会を希望する者は、第7条の入会手続きにおける承認を得て入会することができる。
3. 各団体の構成員は、満16歳以上の義務教育を終えた者とする。また、団体の代表者は成人者に限るものとする。

第7条（入会手続き）

1. 本連盟に入会しようとする者は、連盟所定の加入申請書を提出すると共に会費を納入し、常任理事会の承認を得て登録される。
2. 常任理事会は、前項の承認の手続きを事務局に委嘱することができるものとする。

第8条（会員の義務）

会員は、本連盟の趣旨をよく理解し、運営と発展に協力しなければならない。

第9条（除名）

会員が、本連盟規約に違反するか、本連盟の対面を傷つける行為があったと認められる時は、常任理事会の決議により除名することができる。

第3章 役員

第10条（役員および定員）

1. 本連盟は下記の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
会 計	2 名
事 務 局	若干名
監 査	2 名
常任理事	若干名
理 事	各団体より原則として1名
2. 本連盟は必要に応じて、相談役・顧問を置くことができる。

第11条（役員の仕事）

1. 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事長は、会務を執行するとともに、会長・副会長に事故ある時はその職務を代行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
5. 会計は、本連盟の会計を処理する。
6. 事務局は、本連盟の事務を処理する。
7. 監査は、会計を監査し、その結果を理事総会に報告する。
8. 常任理事は、会務の執行・運営に当たる。
9. 理事は、決議機関を構成する。
10. 顧問・相談役は、会長・理事長の諮問に答える。

第12条（役員を選出）

1. 顧問・相談役を除く役員は、全て理事総会において、原則として理事の中から選出する。但し、理事外に適任者あるときは、理事総会の推薦により特別理事とし選出することができる。
2. 顧問・相談役は、理事総会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 理事は、加盟団体より原則1名選出する。

第13条（役員の仕事および欠員の補充）

1. 役員の仕事は2年とし再任を妨げない。
2. 役員の仕事が生じた場合には、欠員補充を行うことができる。ただし欠員補充により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

第14条（理事総会の目的および召集）

本連盟に決議機関として理事総会をおき、会長がこれを召集する。

第15条（理事総会の成立）

理事総会は、理事(各加盟団体の代表一名又は代理人)により組織され、その過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第16条（理事総会の開催、議長および付議事項）

定時理事総会は、原則として毎年一回会計年度（毎年4月に始まり翌年3月に終わる）内に、臨時理事総会は必要に応じて、会長がこれを招集し、会長は議長として下記の議案を付議する。

- ①当該年度会務報告
- ②当該年度の収支決算
- ③翌年度事業計画
- ④役員を選任
- ⑤本規約の改定
- ⑥その他重要な事項

第17条（理事総会の議決）

理事総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める

第18条（常任理事会の目的および召集）

本連盟に執行機関として、常任理事会をおき、理事長が必要に応じ召集する。

第19条（常任理事会の議長および付議事項）

常任理事会の議長は、理事長がなり、次の事項を付議する。

- ①理事総会の付議事項
- ②本連盟の会務
- ③緊急事項の処理
- ④その他連盟運営に必要な事項

第20条（常任理事会の成立）

1. 常任理事会は、出席者の数に関係なく理事長の責任において開会することができる。
2. 常任理事会に出席できない常任理事は、委任状をもってその議決に参加しなければならない。

第21条（専門部局）

本会の事業の円滑な運営を図るため、次の専門部局を置く。専門部局は常任理事及び常任理事会で推挙・選任された者をもって構成し、常任理事が各専門部局の部長となる。また、各部局に副部長・会計を置く事ができる。

- ①事務局
- ②会計部
- ③競技部
- ④普及部
- ⑤渉外部

第22条（オブザーバー）

各専門部の副部長及び会計は、会長・理事長の要請に応じ、理事総会・常任理事会に出席して意見を述べる事ができる。

第5章 会 計

第23条 (会計)

1. 本連盟の経費は、会費・事業収入・補助金及び雑収入により充当することを原則とする。
2. 会費については別途定める(細則)。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

■ 付 則

1. 規約の施行及び改定・追加

昭和48年4月1日 制定・施行する。

平成25年4月1日 全面改定・施行する。

【会費細則】

会費は、会員一名につき1,500円/年とする。会費の改定は理事総会にて決議するものとする。

【大会参加に関する規定(参加資格)】

区内にて開催される大会…原則として区内在住又は在勤者とする。但し、エントリー枠に空きがある場合は、区外の者(連盟登録者)も参加出来る。

その他(連盟主催大会)…連盟登録者。